

旅行業更新登録申請書類一覧表

No.	書類名	法	個	備考
1	更新登録申請書(1) ※申請書(1)1枚と登録簿(1)3枚の計4枚	●	●	更新手数料17,000円を現金で持参してください。 (釣銭のないようにお願いします。)
2	更新登録申請書(2) ※申請書(2)1枚と登録簿(2)3枚の計4枚	▲	▲	その他の営業所(支店)がある場合に提出。
3	更新登録申請書(3) ※申請書(3)1枚と登録簿(3)3枚の計4枚	▲	▲	旅行業者代理業者を持っている場合に提出。
4	定款(写)又は寄附行為(写)	○		最新の定款又は寄附行為の写しを提出。 注1) 法人設立時の「原始定款」を提出する場合 原始定款の写しは認証ページも必要です。定款と履歴事項全部証明書の記載内容に差異がある場合には、変更内容が確認できる株主総会等の「議事録(写)」の添付が必要です。 注2) 「現行定款」を提出する場合 現行定款(写)の最終頁に「この定款は当社の現行定款と相違ない。」旨を明記し、日付、法人名、代表者名の記入と法人代表者印の押印が必要です。
5	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	○		申請日を含めて3か月以内に発行され、変更事項について新旧の関係が記載されているもの。(注: 管轄登記所を異動した場合は、異動前の登記所の「閉鎖事項全部証明書」が必要となる場合もあります。)
6	役員の 宣誓書	●		監査役を含む全役員 の宣誓書(自署したもの)
	事業者の 宣誓書		●	自署 したもの。
	事業者の住民票		○	3か月以内に発行されたもの。注 マイナンバーが記載されたものは不可
7	旅行業務に係る事業の計画	●	●	
	航空券発券に関する契約	○	○	発券に関する契約書がある場合、その写しを添付すること。
	海外手配業者との契約	○	○	海外手配業者との契約書がある場合、その写しを添付すること。
8	旅行業務に係る組織の概要	●	●	旅行業務を取扱う部局及び関連部局の組織図。選任した管理者を明記する。
9	(法人の場合) 直近の「法人税の確定申告書」及び添付書類の写し (抜粋ではなく、全頁の写し)	○		直近に申告した確定申告書全頁及び下記の添付書類の全頁の写し。 ・ 貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・勘定科目内訳明細書 注) 「会社法第396条に基づく公認会計士又は監査法人による財務監査証明書」又は「金融商品取引法に基づく有価証券報告書」があるときは、確定申告書全頁の写しをこれに代えることができる。
	(個人の場合) 財産に関する調書		●	申請間近に作成した「調書」と預貯金の「残高証明書」 土地・建物を所有する場合は、その「固定資産評価証明書」(都税事務所又は市町村役場で発行)又は不動産の「鑑定評価書」
10	旅行業務取扱管理者選任一覧表	●	●	旅行業務取扱管理者の合格証又は認定証の写し及び 定期研修修了証の写し、履歴書、宣誓書 を添付のこと。(履歴書、宣誓書は、 自署 のもの)
	※ 個人事業者又は法人役員が管理者である場合は、 宣誓書 は「6 宣誓書」と重複するので省略できる。			
	※ 定期研修の受講が間に合わず 定期研修修了証の写し の添付ができない場合は、定期研修を受講させる旨の 誓約書 を提出すること。(様式有)			
11	事故処理体制の説明書	●	●	「外部との連絡体制」には、観光部振興課の電話番号を記入のこと。 旅行業協会保証社員は、協会関係の体制も記入する。 海外旅行を取り扱う場合は、海外の事故にも対応し得るよう社内体制を整えること。
12	供託書又は分担金納付書の写し	○	○	営業保証金供託書又は弁済業務保証金分担金納付書の写し。

(注1) ●▲印及びゴシック文字は、様式書類があるもの。・「法」は法人を、「個」は個人を表す。

(注2) 上記書類以外に追加で書類を求める場合が有ります。